

令和6年度運営指導結果の概要（訪問看護）

長野県健康福祉部
地域福祉課福祉監査担当

1 実施結果

区 分	実施数	うち 文書指摘	指摘件数	文書指摘割合 (%)
	①	②		②／①
R 6 年度	44	20	37	45.5
R 5 年度	58	19	37	32.8

2 主な文書指摘事項

指 摘 事 項	件 数	割合(%)
訪問看護計画の作成等の不備	11	29.8
報酬・各種加算の算定誤り、不備	6	16.2
運営内容・手続の説明及び同意の不備	6	16.2
勤務体制の確保等の不備	4	10.8
その他	10	27.0
計	37	100.0

【指導事例】

○ 訪問看護計画の作成等の不備

居宅サービス計画の内容に沿った計画となっていない、訪問看護計画に対する利用者の同意を得たことが確認できない、具体的なサービス内容を記載していない事例等がありました。

既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成します。計画の作成に当たっては、あらかじめ目標等の主要事項について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得るとともに、計画を交付しなければなりません。

○ 報酬・各種加算の算定誤り、不備

・ サービス提供体制強化加算

看護師等の総数に占める一定の要件を満たす者の割合について、常勤換算方法で算出した前年度（3月を除く。）の平均を用い、算定要件を満たしていることを確認していない事例がありました。

○ 運営内容・手続の説明及び同意の不備

指定訪問看護を提供することについて、利用申込者の同意を得たことが確認でき

ない事例がありました。

指定訪問看護事業者は、利用申込者又はその家族に対し、あらかじめ、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、指定訪問看護を提供することについて当該利用申込者の同意を得なければなりません。

なお、当該同意については、当事者双方の保護の観点から、書面によって確認することが望ましいものです。